

【現行】長野市障害者基本計画施策体系

| 基本理念 | ひとりひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して笑顔で輝きながら、元気で暮らしていけるまちを目指す。 | | | |
|--------------------------------------|--|--------------------------|--------------|----------|
| 基本的視点 | ひとりひとりの尊重 | 地域生活移行の推進 | 地域で支えあう福祉の推進 | |
| 基本目標 | 施策体系 | | | |
| 1 権利・理解の促進 ～ともに生きる心を育むために～ | 1-1 障害のある人の権利を守る | | ⇒ | |
| | 1-2 障害を理解する | | ⇒ | |
| 2 相談・福祉サービスの充実 ～地域で自立するために～ | 2-1 相談支援体制の促進 | ① 障害者ケアマネジメントの充実 | 2-1へ | |
| | | ② 身近に相談できる体制づくり | | |
| | 2-2 福祉サービスの充実 | ① 福祉サービスの質の向上 | 2-3へ | |
| | | ② 福祉施設の充実 | | |
| 3 暮らしの充実 ～安心して生活するために～ | 3-1 生活基盤の整備 | ① 住まいの充実 | 7-2へ | |
| | | ② 健康づくりの充実 | 6-2へ | |
| | | ③ 所得の保障 | 4-3へ | |
| | | ④ 生活の移動手段の確保 | 5-2へ | |
| | 3-2 社会参加のために | ① 余暇活動の充実 | | 5-1へ |
| | | 4-1 母子保健事業・早期療育体制の充実 | ① 充実 | 6-1、3-2へ |
| | | | ② 連携 | |
| | | 4-2 福祉サービスの充実 | ① 充実 | 2-4、3-2へ |
| ② 連携(情報交換及び提供) | | | | |
| 4-3 教育的支援の充実 | | 3-1～3へ | | |
| 5 就労・日中活動の充実 ～積極的に活動するために～ | 5-1 雇用機会の拡大に向けて | ① 相談から就労への支援 | 4-1、4-2へ | |
| | | ② 企業へのアプローチ | | |
| | 5-2 日中活動の充実 | ① 日中活動 | 2-3、4-2へ | |
| | 5-3 工賃アップ | | 4-2、4-3へ | |
| 5-4 優先調達推進 | | | | |
| 6 ユニバーサルデザインのまちづくり ～安心して活動できるように～ | 6-1 ユニバーサルデザインの推進 | ① ユニバーサルデザインを実現する公共施設の計画 | 7-2へ | |
| | | ② 防犯・防災・災害 | 7-1へ | |
| | 6-2 地域生活の推進 | 1-1、2-3へ | | |
| 6-3 コミュニケーション支援の充実 | | 2-2へ | | |

【第2次】長野市障害者基本計画施策体系(案)

| 基本理念 | 障害のある人もない人も、すべての人が個性や能力を活かして自由に活動し、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指す。 | | |
|-----------------------|--|-----------|--------------|
| 基本的視点 | ひとりひとりの尊重 | 包括的な支援の推進 | 地域で支えあう福祉の推進 |
| 基本目標 | 施策体系 | | |
| 1 障害に対する理解を深め、人権を守る | 1-1 障害に対する理解の促進 | | ⇒ |
| | 1-2 権利擁護の推進 | | |
| 2 自立した生活・意思決定を支援する | 2-1 相談支援体制の充実 | | ⇒ |
| | 2-2 情報提供・意思疎通支援の充実 | | |
| | 2-3 地域移行支援・福祉サービス等の充実 | | |
| | 2-4 障害のある子どもに対する支援の充実 | | |
| 3 個性を伸ばし、生きる力を育む | 3-1 インクルーシブ教育システムの推進 | | ⇒ |
| | 3-2 早期療育・発達支援の充実 | | |
| | 3-3 教育環境の整備 | | |
| 4 雇用・就労、経済的自立を支援する | 4-1 障害者雇用の促進と就労支援の充実 | | ⇒ |
| | 4-2 福祉的就労の充実 | | |
| | 4-3 所得保障・経済的負担の軽減 | | |
| 5 社会参加を促進する | 5-1 文化・スポーツ活動等の活動支援の充実 | | ⇒ |
| | 5-2 外出支援・移動手段の確保・充実 | | |
| 6 母子保健・健康づくりを充実する | 6-1 母子保健事業の充実 | | ⇒ |
| | 6-2 健康づくりの充実 | | |
| 7 安全・安心に暮らせる環境・体制をつくる | 7-1 防犯・防災対策の強化 | | ⇒ |
| | 7-2 ユニバーサルデザインの推進 | | |
| | 7-3 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進 | | |
| 【施策体系見直しの考え方】 | | | |
| 基本理念について | 国の第4次計画は、権利条約を批准してから初めての基本計画であり、条約を反映して作られた計画の基本理念にあるキーワード「共生社会の実現」「自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加」、「その能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援」を踏まえ、基本理念を定める。 | | |
| 基本的視点について | 第4次計画に示された分野横断的な視点として、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害のある女性、子ども、高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」等が挙げられており、これらを踏まえ、「包括的な支援の推進」を計画の基本的視点とする。 | | |
| 施策体系について | 第3次から第4次にかけて施策体系(分野)が変更された国の計画の体系を踏まえ、これまでの継続性も考慮したうえで柱立てを変更する。 国の第4次計画では、権利条約の理念や東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とした共生社会の実現・発信を目指し、これまで小項目であった「文化芸術・スポーツ等の振興」を独立した施策分野に格上げしており、本市も「社会参加を促進する」中の基本施策として、「文化・スポーツ活動等の活動支援の充実」を位置付ける。 また、アンケート調査や団体ヒアリングで意見・要望が多かった「移動手段の確保・充実」や「障害特性に応じた就労環境の整備・情報提供等、就労支援の充実」についても、それぞれ基本施策として位置づけ、引き続き推進していくこととする。 | | |